

広島県告示第八百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年十一月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

土砂災害警戒区域	所在地	広島県尾道市因島重井町船岩、同町三ツ池、同町勘口、同町伊浜、同町広田、同町新池、同町先勘口、同町水通、同町池ノ迫、同町大早、同町岩子垣、同町浜田、同町東風浜、同町滝山、同町青木、同町脇田、同町久保、同町明神、同町上坂、同町有浜、同町長峯、同町和貞、同町神ノ浦、同町棚子山、同町箕頭、同町鬼岩、同町要谷、同町葛石、同町後側、同町深浦、同町長串、同町細口、同町伊浜新開、同町舟原、同町小林、同町北浜、同町播磨、同町樋口、同町山之神、同町須越奥、同町三反田、同町郷山田、同町早田、同町相浜、同町高浜、同町長浜、同町通谷越、同町弘田、同町胡山、同町通谷、同町八田山、同町柳谷、同町小田浦、同町清水、同町宮ノ上、同町浜ノ奥、同町馬神新開、同町芋谷、同町長相、同町塚之本、同町早谷、同町一ノ宮、同町山ノ神、同町獅子穴、同町炭釜及び同町谷ヶ口地内			
	土砂災害特別警戒区域	同町炭釜及び同町谷ヶ口地内			
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規
備国谷（五三〇六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	備国谷（五三〇六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
要谷（六六一〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	要谷（六六一〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
浜田（二二三九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	浜田（二二三九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮崎（三二二一九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	宮崎（三二二一九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮崎（三二二一〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	宮崎（三二二一〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮崎（三二二一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	宮崎（三二二一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

大早(二〇五五五―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大早(二〇五五五―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大早(二〇五五五―六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大早(二〇五五五―六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大早(二〇五五五―七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大早(二〇五五五―七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大早(二〇五五五―五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大早(二〇五五五―五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大早(二〇五五五―四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大早(二〇五五五―四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大早(二〇五五五―八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大早(二〇五五五―八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大早(二〇五五五―九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大早(二〇五五五―九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大早(二〇五五五―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大早(二〇五五五―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大早(二〇五五五―一〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大早(二〇五五五―一〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大早(二〇五五五―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大早(二〇五五五―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小田浦(三〇八六―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	小田浦(三〇八六―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小田浦(三〇八六―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	小田浦(三〇八六―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小田浦(三〇八六―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	小田浦(三〇八六―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小田之浦(七四四―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	小田之浦(七四四―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小田之浦(七四四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	小田之浦(七四四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小田浦(三〇八六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	小田浦(三〇八六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東風浜川(八〇二七隣)	土石流	次の図のとおり	東風浜川(八〇二七隣)	土石流	次の図のとおり

東風浜川（八〇二七）	土石流	次の図のとおり	東風浜川（八〇二七）	土石流	次の図のとおり
葛石川（八〇二六）	土石流	次の図のとおり	葛石川（八〇二六）	土石流	次の図のとおり
深浦川（八〇二五）	土石流	次の図のとおり	深浦川（八〇二五）	土石流	次の図のとおり
勘口川（八〇二四―一）	土石流	次の図のとおり	勘口川（八〇二四―一）	土石流	次の図のとおり
宮沖川（七五七）	土石流	次の図のとおり	宮沖川（七五七）	土石流	次の図のとおり
宮沖川（八〇二三）	土石流	次の図のとおり	宮沖川（八〇二三）	土石流	次の図のとおり
川口川（五一一）	土石流	次の図のとおり	川口川（五一一）	土石流	次の図のとおり
川口川（五一一）	土石流	次の図のとおり	川口川（五一一）	土石流	次の図のとおり
川口川（四〇二二―二）	土石流	次の図のとおり	川口川（四〇二二―二）	土石流	次の図のとおり
川口川（四〇二二―一）	土石流	次の図のとおり	川口川（四〇二二―一）	土石流	次の図のとおり
本谷川（八〇二一）	土石流	次の図のとおり	本谷川（八〇二一）	土石流	次の図のとおり
本谷川（八〇二〇）	土石流	次の図のとおり	本谷川（八〇二〇）	土石流	次の図のとおり
山之神川（七五六隣）	土石流	次の図のとおり	山之神川（七五六隣）	土石流	次の図のとおり
樋口川（八〇一一）	土石流	次の図のとおり	樋口川（八〇一一）	土石流	次の図のとおり
芋谷川（八〇一一）	土石流	次の図のとおり	芋谷川（八〇一一）	土石流	次の図のとおり

棚子山川（ 八〇一七隣 b)	土石流	次の図のとおり	棚子山川（ 八〇一七隣 b)	土石流	次の図のとおり
棚子山川（ 八〇一七隣 c)	土石流	次の図のとおり	棚子山川（ 八〇一七隣 c)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。